

[別紙1]

鳥取県児童生徒用回線確保支援事業補助金 交付の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (別途通知する期日まで)

○交付申請を行おうとする者は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※1. 交付申請提出前に事業開始する場合も交付の対象とします。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象事業に係る経費の支払いが完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内もしくは 交付決定を受けた翌年度の4月20日の いずれか早い日まで)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

支払時期：額の確定後、精算払いとする。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

鳥取県鳥取市東町271番地

0857-26-7698 kyouikukankyoushou@pref.tottori.lg.jp